

まちづくり ガイドブック



お問い合わせ

宇治市都市整備部都市計画課まちづくり支援係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL 0774 (22) 3141 (代)

FAX 0774 (21) 0409

E-mail toshikeikakuka@city.uji.kyoto.jp

平成20年発行

まちづくりの主演はあなたです!

まちづくりの主演は市民である皆様です。

恵まれた環境を生きし誰もが住みたい、住んでよかったと思うことのできるまちのあり方を考えてみませんか。そして、実践してみませんか。

「まち」の主演はそこに暮らす市民の皆様であり、まちの将来像を考えて実現していくための「まちづくり」の主演ももちろん市民の皆様です。そしてまちづくりの実現のためには、事業者や行政が協力していくことが必要です。

宇治市では、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進められるための仕組みづくりとして『宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例』（以下、「宇治市まちづくり・景観条例」という。）を定めました。

この**まちづくりガイドブック**は、宇治市まちづくり・景観条例に基づいた制度を活用して、市民の皆様が主体となってまちづくりをすすめていく手法をまとめたものです。

皆様が目指すまちづくりを実現するにあたり、このガイドブックが参考になれば幸いです。

宇治市まちづくり・景観条例の体系

第1章 総則

第2章 まちづくりへの市民参加

第1節 地区まちづくり協議会

第2節 都市計画の決定又は変更の提案

第3節 まちづくりに関する基本計画の変更の提案

第4節 地区まちづくり計画の認定等

第5節 地区計画等の案の作成手続

第3章 景観の形成

第1節 景観計画

第2節 景観重要建造物及び景観重要樹木

第3節 景観地区

第4節 景観協定

第5節 雑則

第4章 開発事業の調整

第1節 開発事業の構想

第2節 開発事業の事前協議

第3節 開発事業に関する工事の着手等

第4節 開発事業に関する紛争の調整

第5節 開発事業に関する勧告、公表及び命令

第6節 雑則

第5章 雑則（支援・表彰）

第6章 罰則

附則

もくじ

はじめに

1 まちづくりの進め方…………… 3

準備編

2 地区まちづくり協議会をつくるために…………… 5

- ① まちをみる、まちを感じる
- ② 話し合い、参加する
- ③ まちの計画、ルールを調べる（確かめる）

実行編

3 地区まちづくり協議会をつくる…………… 9

- ① まちの目指すべき方向
- ② 地区まちづくり協議会の認定要件
- ③ 地区まちづくり協議会認定までの流れ

4 地区まちづくり計画をつくる…………… 12

- ① 地区まちづくり計画の作成
- ② 地区まちづくり計画の認定

その他

5 提案制度…………… 15

- ① 都市計画の決定又は変更の提案
- ② 都市計画マスタープラン及びみどりの基本計画の変更の提案
- ③ 景観計画の変更の提案

6 その他のまちづくりに関する制度…………… 19

資料

7 まちづくり  …………… 21

8 用語の解説…………… 23

宇治市まちづくり・景観条例の構成…………… 25

1 まちづくりの進め方

まちづくりの進め方は、それぞれのまちによって異なりますが、ここでは地区まちづくり協議会をつくって、まちづくりの計画を作成し認定を受けるまでの流れを示しています。
あわせて、まちづくりに関する支援制度を紹介します。

最近、空地が増えてきたなあ。
道路が狭いけれど、救急車や消防車は通れるのかな。



まちをみる、感じる

自分のまちについて、日頃から注意して観察してみましょう。気付いたことはメモするなど、記録に残してみましょう。

〈準備編 P5へ〉

安心して暮らせるまちにしたい！

昔ながらのまちなみを残したい！



話し合い、参加する

自分達のまちがどのようにしたらもっと良くなるか、話し合える仲間をつくりましょう。また、まちについての話し合いの場があれば、積極的に参加しましょう。

支援制度

- 窓口相談
- まちづくり出前講座

〈準備編 P5へ〉

どんな制限があるのかな？



まちの計画、ルールを調べる

自分達のまちに関する計画や制限について調べてみましょう。また、自分達が考える将来のまちのイメージと、これらの計画や規制・制限の内容を比べてみましょう。

支援制度

- 窓口相談
- まちづくり出前講座

〈準備編 P6、7へ〉

地区まちづくり協議会をつくって市の認定を受けよう！

地区まちづくり協議会の認定

〈実行編 P9、10、11へ〉



みんなの理想のまちは？

どんなルールにするのが良いかな～

計画をつくる

目的とするまちづくりを実現するために「地区まちづくり計画」を作りましょう。そして、関係する人達に作った計画の内容を理解してもらい、同意してもらいましょう。

支援制度

- 窓口相談
- まちづくり出前講座
- まちづくり専門家派遣

● まちづくり活動費助成 (H21年度より実施)

〈実行編 P12へ〉

地区まちづくり計画ができれば、市の認定を受けよう！

地区まちづくり計画の認定

地区まちづくり計画は、地区まちづくり協議会が定める計画です。

みんなで決めた計画やルールを守りより良いまちにしていこう！



地区まちづくり協議会は地区まちづくり計画の策定の他にも以下の提案を行うことができます。

- 都市計画の決定又は変更の提案
- 都市計画マスタープランの変更の提案
- みどりの基本計画の変更の提案
- 景観計画の変更の提案

2 地区まちづくり協議会をつくるために

① まちをみる、まちを感じる

まちづくりのきっかけは、自分が暮らすまちをじっくり観察することからはじまります。できれば地図を片手にまちを歩きながら気付いたことをメモするなど、自分のまちをいつもと違う視点で観察すると、日頃気付かなかった新たな発見があるかもしれません。

- 最近、空き地が増えてきた
- この前まで営業していた店が空き店舗になっていた
- 道路が狭いけれど救急車や消防車は通れるのかな？
- 歳をとっても、このまちは安心して暮らせるだろうか
- 古いまちなみが残されているが、これから先はどうなっていくのだろうか？



② 話し合い、参加する

まちづくりは地域に暮らすみなさんの力が必要です。自分達のまちについて気付いたこと、感じたことを話し合える仲間をつくりましょう。みなさんで話し合うことで、ひとりでは気付かなかったことや、もっと良い考えに出会うかもしれません。

- 日頃仲の良い近所さんとまちづくりについて話し合ってみる
- まちづくりNPOの活動等に参加してみる
- まちづくりのワークショップやシンポジウムがあれば参加してみる
- 自治会・町内会でまちづくりについて話し合う
- 商店街の組合などで、まちづくりについて話し合う



★この段階での活動の例★

- 1) メンバー募集……………チラシ配布、広報情報サイト等で募集など
- 2) 話し合い……………市の出前講座を活用して、グループで集まるきっかけを作る
- 3) 情報発信……………ホームページや広報チラシの作成、イベントを開催してPRを図るなど

③ まちの計画、ルールを調べる（確かめる）

まちづくりを考えると、自分達のまちにどのような計画や規制、制限があるのかあらかじめ知っておく必要があります。

例えば都市計画法では、都市における土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るために、地域ごとに土地や建物の用途を定めています。（「用途地域」→P8参照）

また、用途地域による制限のほかにも、地域によっては「地区計画」や「建築協定」といった、土地利用や建築についての取り決めがされているところもあります。

こうした様々な制度によって、まちに暮らす人々が生活しやすく、安心・安全な毎日を送れるように、環境を整えるようにしています。

まちづくりに関する計画、ルールは都市計画課の窓口で確認することができます。また、市のホームページで調べられるものもあります。

まちづくり活動を進める上で、一度確かめておきましょう。

まちづくりの活動支援

現在の宇治市のまちづくりに関する制限や規制は、市のホームページや都市計画課窓口で調べられるほか、次の活動支援制度（窓口相談、出前講座）も利用できます。

窓口相談

市役所の都市計画課窓口において、まちづくりに関する相談を承ります。まちづくり活動の進め方やまちづくりの制度、手法などの相談のほか、他市町村等の活動事例の情報を提供します。

出前講座

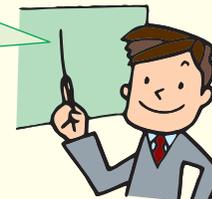
市の担当課職員が地域の会合等に伺い、まちづくり活動の進め方や利用できる手法・制度・支援の内容などについて、アドバイスをを行い、まちづくりを応援します。

出前講座の内容や申請について詳細は都市計画課にお問い合わせ下さい。

団体において
会合の準備

窓口で代表者
と内容確認
申請書の提出

日程・内容調整
後に通知します



《参考》まちの計画、ルール 概要

宇治市では「都市計画マスタープラン」「みどりの基本計画」「景観計画」の3つの計画を「まちづくりに関する基本計画」として定めています。

宇治市のまちづくりの方針を定めた計画

景観計画

景観法（第8条第1項）

景観行政を進めるにあたって基本的な計画を定めています。

**「悠久の歴史と自然を今に活かし
ふるさと宇治を誇り伝えん」**

を基本理念とし、景観・保全に努めています

〈その他 P18へ〉

みどりの基本計画

都市緑地法（第4条第1項）

みどりのまちづくりの方向性を示し、みどりに関する総合的な計画を定めています。

**「豊かな山河の自然、誇れる歴史文化、
新たに創るみどり、そして人の共存する都市」**

を基本理念とし、みどりの創出に努めています

〈その他 P17へ〉

都市計画マスタープラン

都市計画法（第18条の2第1項）

まちづくりを進めていくための基礎となる方針等を定めています。

**「みどりゆたかな
住みたい、住んでよかった都市」**

を基本理念とし、その実現に努めています

〈その他 P17へ〉

土地利用に関する規制（メニュー）

〔区域区分〕

・市街化としていくか、市街化を抑制していくかを定める（市街化区域・市街化調整区域）

〔地域地区〕

・店舗や病院等どんな建物を建てられるようにするのかを定める（用途地域）

・建物の面積の制限（建ぺい率・容積率など）

・建物の高さの制限（高度地区）

・市街地における火災の危険性を防除するために定める（防火地域・準防火地域）

・風致景観を維持するために定める（風致地区）

・農地を保全するために定める（生産緑地地区）

〔地区計画〕

地域にあったき細かいまちづくりを行うために定める

市街地開発事業

・土地区画整理法による、土地区画整理事業（公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を都市計画に定める）

・都市再開発法による、市街地再開発事業
・密集市街地整備法による、防災街区整備事業など
一定の地域で総合的な計画に基づき行う大規模な開発事業の実施

都市施設の整備等

道路・公園・下水道など都市機能や生活の維持向上に必要な施設であり、土地利用、交通等の現状、将来の見通しを勘案して適正な規模で必要な位置に配置することにより円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持しようとするものです

・道路
・駅前広場
・ごみ焼却場
・下水道
・都市高速鉄道
・公園、緑地
・火葬場
などを公共事業として整備する

都市計画マスタープランの方針をもとに定める宇治市の都市計画

〈その他 P16へ〉

《参考》12種類の用途地域のイメージ図

第一種低層住居専用地域



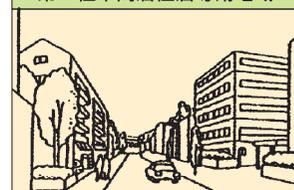
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



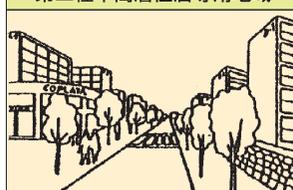
主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



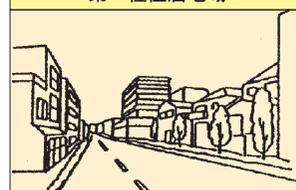
中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます

第一種住居地域



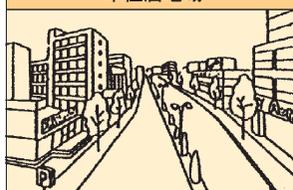
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



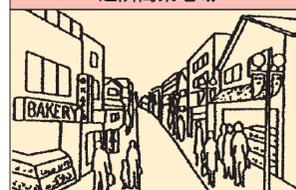
主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カフェボックスなどは建てられます。

準住居地域



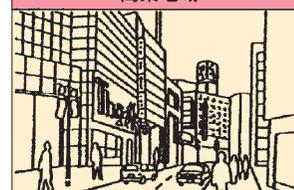
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



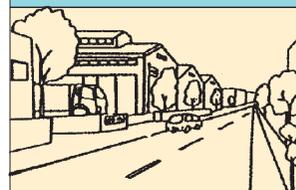
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



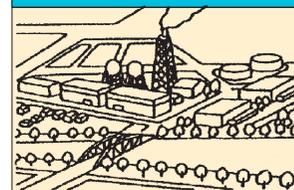
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

3 地区まちづくり協議会をつくる

まちづくりを進めるには、同じ目的をもった仲間づくり、組織づくりが必要です。
 地域のみなさんにより「地区まちづくり協議会」を作っていたいただき、市の認定を受けると専門家派遣などの支援が受けられます。

地区まちづくり協議会とは……
 地区の目指すまちづくりについて、その地区に住むみなさんが中心になって計画づくり等をすすめていく団体。
 市では条例に基づいた手続きを経て、こうした団体を「地区まちづくり協議会」として認定していきます。

1 まちの目指すべき方向

みなさんの地域のまちの目指すべき方向は、どんなまちの姿でしょうか？どのようなまちにしていって、していきたいのかといった方向をみなさんと話し合い明確にしましょう。
 そして、身近なまちづくりとして「なにをする」、「なにをつくる」、「なにを定める」のかを議論していきましょう。そのような流れで検討・協議されてきたプランを「まとめる」ことにより、計画へとながらまちづくりの目的・目標が明確になります。

- 例えば
- 良好な景観（古いまちなみ等）の維持・保全をしたい。
 - 良好な居住環境（みどり豊かな まちなみ等）の維持・保全をしたい。

2 地区まちづくり協議会の認定要件

地区まちづくり協議会の認定を受けるには、規則で定めた認定要件を満たさなければなりません。

地区まちづくり協議会の認定の要件

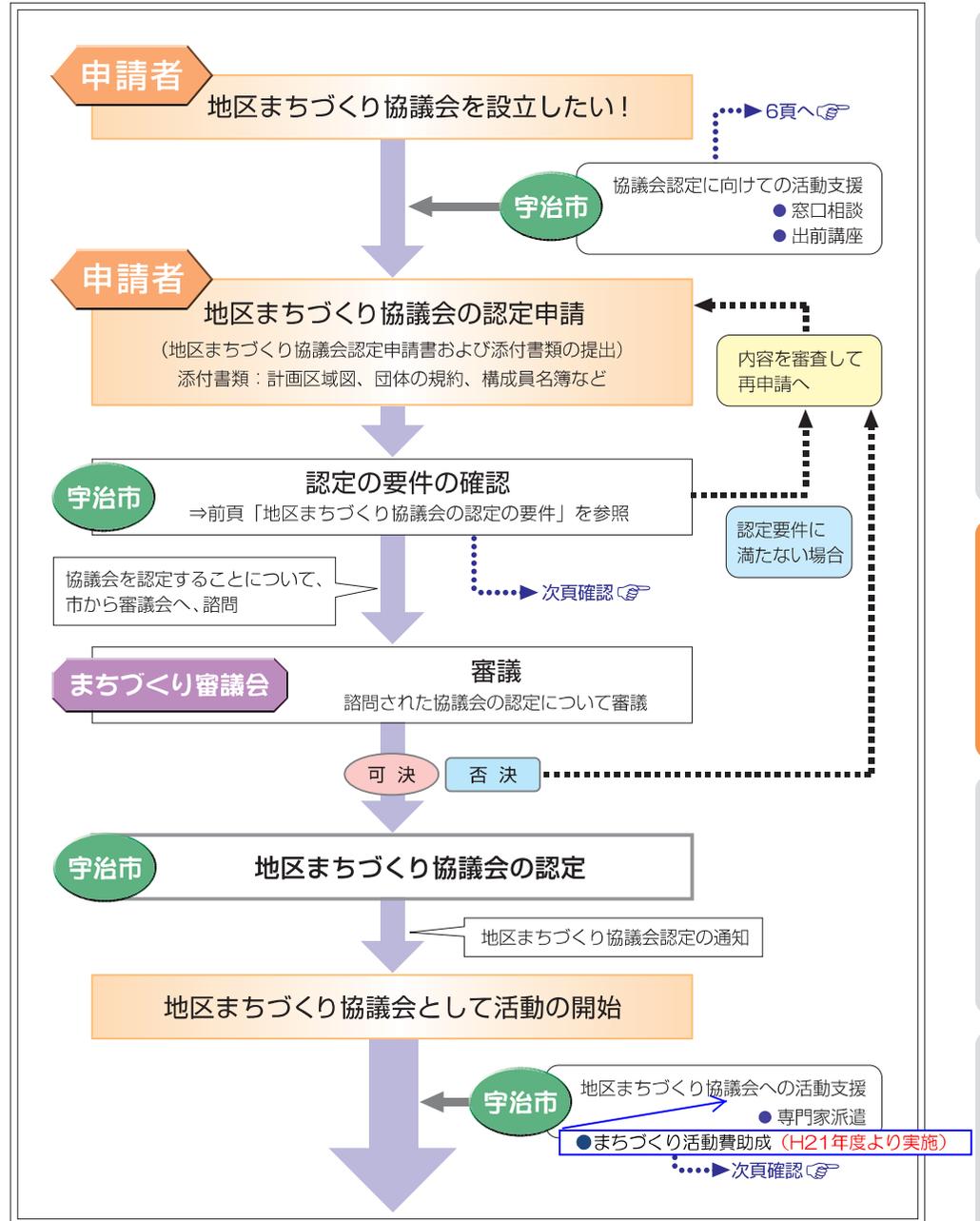
- （宇治市まちづくり・景観条例に関する施行規則 第3条より）
- 次に掲げる行為のいずれかを行うことを主たる目的とする団体であること。
 - ア 都市計画法第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案
 - イ 宇治市まちづくり・景観条例第11条の規定によるまちづくりに関する基本計画の変更の提案
 - ウ 宇治市まちづくり・景観条例第16条第1項の規定による地区まちづくり計画の作成
 - 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
 - 第1号に掲げる行為のいずれかを行うとする区域（以下「計画区域」という。）の面積が0.5ヘクタール以上である団体であること。
 - 構成員の3分の2以上の者が計画区域内の住民その他の利害関係者である団体であること。ただし、当該住民その他の利害関係者が計画区域の全域から参加している場合に限る。
 - 計画区域内の住民その他の利害関係者に参加の機会が保障されている団体であること。
 - 規約が定められている団体であること。

《地区まちづくり協議会認定申請時に必要となる書類等》

- 地区まちづくり協議会認定申請書
- 添付書類
 - ① 計画の対象区域図
（住宅地図もしくは1/2,500位置図等）
 - ② 構成員名簿（住所の記載があるもの）
 - ③ 団体の規約等
 - ④ その他



3 地区まちづくり協議会認定までの流れ



※地区まちづくり協議会をHP、市政だよりなどで公表します！

地区まちづくり協議会認定要件の確認

認定要件の確認は、地区まちづくり協議会認定申請書および添付書類にて行います。

- 「宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと」
 - 地区まちづくり協議会の規約の中に記載していただくことで確認するものとしています。

規約文(例)
 (目的) 第〇条 本協議会は…を目標(目的)としたまちづくりの実現に向けて、その具体化と促進をはかることを目的とする。
 また、本協議会は、宗教活動又は政治活動が目的とされる行動は行わない

- 「計画区域の面積が0.5ha以上であること」
 - 添付書類にある計画の対象区域図にて確認します。
この対象区域図は住宅地図もしくは、1/2,500位置図によるものとします。

- 「構成員の3分の2以上が計画区域内の住民及び利害関係者であること。ただし、当該住民その他の利害関係者が計画区域の全域から参加している場合」
 - 添付書類にある構成員名簿によって確認します。
この構成員名簿には住所の記載が必要です。

- 「計画区域内の住民その他の利害関係者に参加の機会が保障されている団体であること」
 - この内容については規約の中に記載していただくことで確認するものとしています。

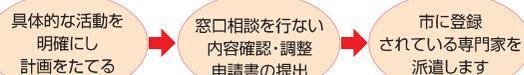
市では協議会規約の作成についても相談を受付けています。
 標準的な規約例もご用意していますので、お気軽にご相談ください。

規約文(例)
 (会員) 第〇条 本協議会の会員は、次のいずれかに該当する者で構成する。
 (ア) 活動を行うおとする区域の住民または土地所有者等。
 (イ) 前項以外に、本協議会の目的に賛同し、会員の推薦により役員会の承諾を得たもの。ただし、その人数は構成員総数の3分の1を超えないこととする。
 なお、(ア)については、役員に入会届けを提出した時点で、会員と認める。

協議会認定後に受けられる まちづくり活動支援



地区まちづくり協議会からの要請に応じて、分野に応じた専門家を派遣してまちづくりに関する専門的なアドバイスを行います。



専門家派遣

4 地区まちづくり計画をつくる

《地区まちづくり計画とは》

「地区まちづくり計画」は地区まちづくり協議会が、それぞれの地区の目的とするまちづくりを実現するために、独自に定める計画です。

定められた計画は市の認定を受けた後、公表し、事業者にも協力を求めていきます。

この計画に定めた内容を守っていくことでみなさんが目指すまちづくりを実現していくことのほか、計画を定める過程で協議・検討を重ねること自体が地区のまちづくりにつながるものと考えます。

① 地区まちづくり計画の作成

地区まちづくり計画は市民のみなさんからのいろいろなアイデアで身近なまちづくりをすすめるための計画ですので、定型の計画を想定していません。したがって、それぞれの地域に応じた計画づくりができます。

地区まちづくり計画 作成(例)

方針 既に出来上がっているまちなみや生活環境を維持していくため、対象区域にて現状で建築可能なものに対して、まちなみや生活環境に影響のあるものを規制したり、まちなみに配慮した建築意匠や色彩などを決めたりする計画を作る。

計画内容 良好な景観や環境の維持・保全を目的とするため、以下の内容を定める。

- 屋根の色は、「黒、茶系」とし、勾配屋根とする。
- 植栽はできるだけ残し、敷地の20%以上は確保する。
- 壁面の位置を周辺と調和させること。
- 看板(屋外広告物)のデザインを統一する。



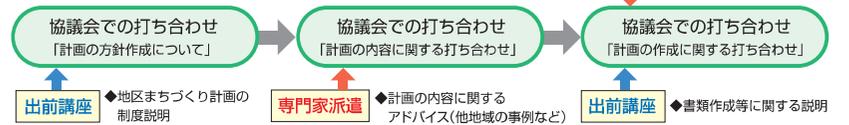
《参考》支援制度を活用しよう!!

地区まちづくり計画を作成していくには、上で述べたようにまず計画の方針を話し合い、その方針を実現していくために必要な具体的な計画内容を定めていくことが考えられます。

しかし、具体的な計画内容を定める段階になると「協議会の中で意見がまとまらない」「専門的な知識が必要になってきて、協議会メンバーだけでは対応できない」などの問題が生じてくるのが考えられます。

こうした問題を解決していくためにも、市の支援制度である「まちづくり出前講座」や「専門家派遣」を積極的に活用して頂くことをおすすめします。

計画作成に向けての支援制度活用(例)



《H21年度より実施》 地区まちづくり協議会を対象にまちづくり活動に係る経費の一部を助成します。活動に必要と認められた経費のうち2分の1もしくは30万円のいずれかの低い額を助成します。

《参考》協議会での活動の進め方(例):ワークショップ

ワークショップとは、もともとは作業場、研修場の意味で、都市計画やまちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が経験交流や共同作業などを通じて、「地域の課題発見」「創造的な解決策の考察」「それらの評価」などを行う活動であり、まちづくりを進める手法です。



ワークショップでは、メンバーで議論を行う他に、

- 意見を自由に出しあいながら地図の上に書き入れていく

- 実際に現地を歩いてみてまちの現状について考察してみる

など、様々な方法でまちづくりを考え、いくことができます。

どのような手法で話し合いをすすめていくかもメンバーの中で決めていきます。

まちづくりについて考え、自分の意見を述べられる貴重な場であると同時に、まちづくりについて関心のあるたくさんの人と知り合うことのできる仲間づくりの場でもあります。

協議会の認定を受けたあと、計画づくりを話し合う中で有効なのはもちろんのこと、協議会の活動を広く地域にPRするイベントとして実施することも効果的です。

※写真は久保まちづくりワークショップ（平成16年10月～平成18年1月）より

まちづくりに参加するきっかけとして、まちづくりワークショップやセミナーに参加できる機会があれば積極的に参加してみましょう。

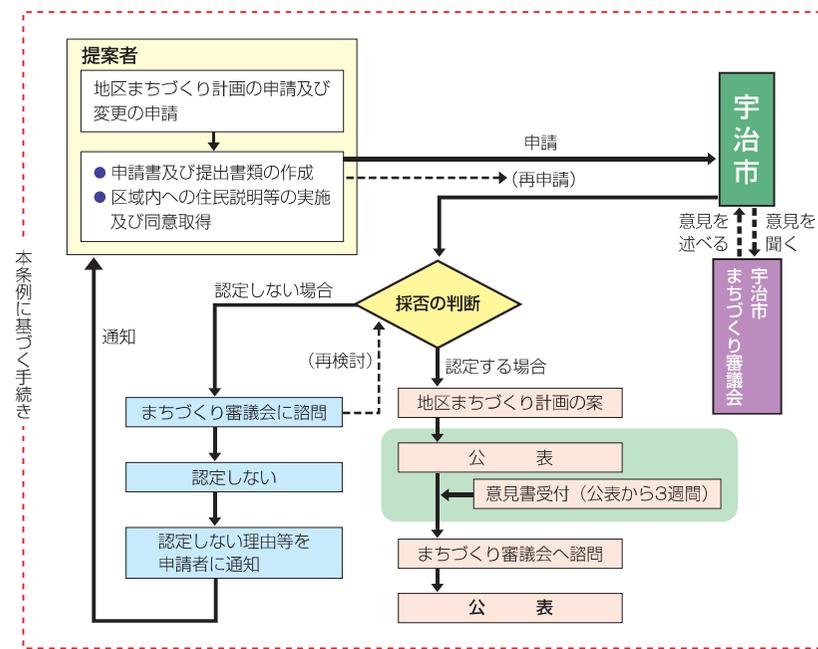
宇治市主催のイベントについては、市のホームページや市政だよりにおいて随時案内・参加募集させていただきます。

② 地区まちづくり計画の認定

地区まちづくり協議会が定める地区の独自の計画を「地区まちづくり計画」として市の認定を受けることが出来ます。この計画の認定に際しての要件等と手続きについて定めます。

地区まちづくり計画の認定	
申請者	地区まちづくり協議会
要件	① 計画区域内の土地、建物等の利用等に関する方針が定められていること ② 計画区域内の住民、その他の利害関係者の2/3以上の者からの同意を得ていること
計画区域の土地の規模	0.5ha以上
計画内容	まちの将来像や方針を定め、それを実現するために必要な地区ごとのまちづくりルールを決める。
提出書類	① 申請書 ② 地区まちづくり計画の案 ③ 計画区域内の住民その他の利害関係者の2/3以上の者からの同意を得ていることを証する書類 ④ 計画区域内の住民その他の利害関係者への説明に係る報告書

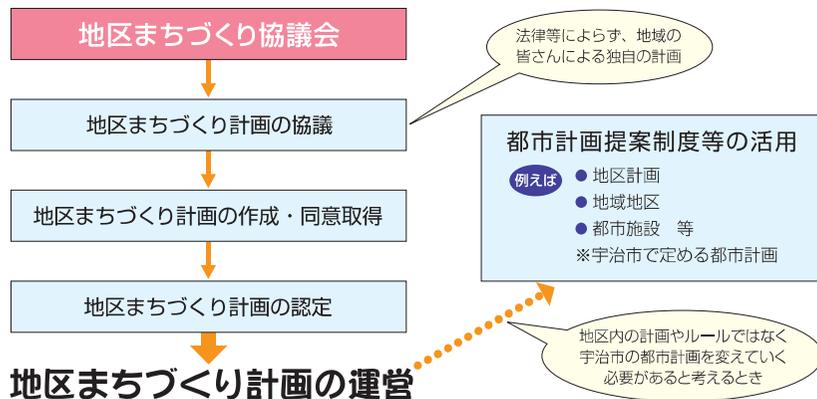
地区まちづくり計画の認定及び変更の認定の手続き



5 提案制度

「地区まちづくり計画」は、その地域に見合った様々な独自のルールを決めることができます。しかし、みなさんが目指すまちづくりを実現する手法は地区まちづくり計画だけではありません。場合によっては、都市計画の提案制度など他の制度も活用する方が、みなさんが目指すまちづくりを実現するために有効であることも考えられます。

宇治市まちづくり・景観条例では、地区まちづくり協議会が、宇治市の定める「都市計画」や「都市計画マスタープラン」「景観計画」「みどりの基本計画」に提案する手続きを定めています。但し、法的規制を付加する計画を定めるためには、相当の理由が必要になります。



提案制度には、以下の3つの提案があります。

- (1) 都市計画法に基づく都市計画決定又は変更の提案
- (2) まちづくり・景観条例に基づくまちづくりに関する基本計画（都市計画マスタープラン・みどりの基本計画）の変更の提案
- (3) 景観法に基づく景観計画の変更の提案

地区まちづくり協議会が地区内の計画やルールを定める「地区まちづくり計画」と異なり、「都市計画」や「まちづくりに関する基本計画」は、宇治市全域のまちづくりについてそれぞれ法律に基づいた手続きを経て作成したものです。宇治市全域のまちづくりに影響する内容ですので、変更するためには相当の理由が必要です。

① 都市計画の決定又は変更の提案

都市計画法では、平成14年の改正により「地域地区」、「都市施設」、「市街地開発事業」などについて、市民のみならずから提案することが可能となっています。

このため、都市計画法に基づく都市計画提案制度をご活用される際に、明確な手続きを宇治市まちづくり・景観条例で定めています。以下にご提案いただける提案内容とその提案の手続きなどについて示しています。

	都市計画の種類	宇治市への提案	京都府への提案
地域地区	用途地域 特別用途地区 高度地区 高度利用地区 特定街区 防火地域及び準防火地域 風致地区 駐車場整備地区 緑地保全地域 生産緑地地区 伝統的建造物群保存地区 景観地区	● 右記以外	○
都市施設	4車線未満の都市計画道路 都市高速鉄道 公園・緑地 下水道 ごみ焼却場 火葬場	● 10ヘクタール未満	○ 10ヘクタール以上
市街地再開発事業	土地区画整理事業 市街地再開発事業 住宅街区整備事業	● 50ヘクタール以下 ● 3ヘクタール以下 ● 20ヘクタール以下	○ 50ヘクタール超 ○ 3ヘクタール超 ○ 20ヘクタール超
地区計画	地区計画 防災街区整備地区計画 沿道地区計画 集落地区計画	●	—

※土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で定められたものについて、提案することができます。(代表的な種類について抜粋しています)

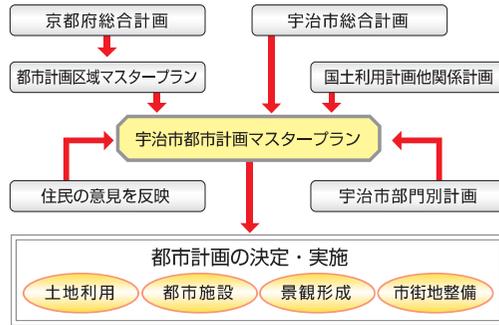
◇提案の要件と手続き◇ 都市計画法では、都市計画の決定・変更について土地所有者等が提案することができることとなっています。この提案に際しての要件等と手続きについて定めます。

都市計画法に基づく提案制度	
提案者	① 土地所有者等 ② 特定非営利活動法人、公益法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、国土交通省令で定める団体 ③ 地区まちづくり協議会
要件	① 国及び京都府が定める都市計画に関する方針及び基準等に適合していること ② 提案対象となる土地の区域内の土地所有者等の2/3以上の同意を得ていること(同意者の地積合計が総地積の2/3以上であることが必要) ③ その他、都市計画に関する市の施策、方針及び技術基準等に適合するものであること
対象となる土地の規模	0.5ha以上
提案内容	京都府又は宇治市が定める都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と都市再開発方針等に関する都市計画を除く)の決定又は変更することを提案することができる
提出書類	① 提案書 ② 都市計画の案案 ③ 計画図(縮尺1/2,500以上の図面) ④ 法定以上の同意を得たことを証する書類 ⑤ 同意書 ⑥ 地元説明の状況報告書 ⑦ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

② 都市計画マスタープラン及びみどりの基本計画の変更の提案

都市計画マスタープラン 都市計画マスタープランとは…

宇治市都市計画マスタープランとは、宇治市における都市計画に関する基本的な方針を示すものです。京都府で定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）や宇治市総合計画に即すとともに、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、景観形成、市街地整備などに係る方針を明らかにするものです。



みどりの基本計画 みどりの基本計画とは…

宇治市においては、風致地区などの良好な景観、国定公園などの山林、宇治川、茶畑などの農地といったみどりが市街地周辺に広く分布しています。このような自然・歴史文化・生活に関わるみどりを大切にすることで、宇治市らしさとその魅力、そして快適なくらしに向けた都市（まち）づくりが求められています。本計画ではこれらを踏まえ、目標年次における緑地確保目標水準や都市公園等の確保目標水準を定めています。

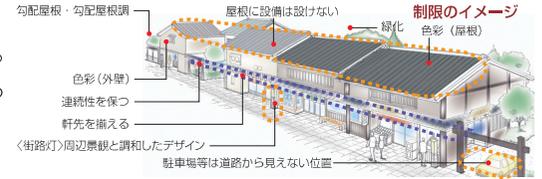
都市計画マスタープラン、みどりの基本計画（まちづくりに関する基本計画）について変更の提案を行うことができます。この提案に際しての要件等と手続きについて定めます。

	基本計画(まちづくりに関する方針・計画) 都市計画マスタープラン、みどりの基本計画
提案者	① 地区まちづくり協議会 ② 10人以上の住民その他の利害関係者により構成された団体 ③ 特定非営利活動法人、公益法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、国土交通省令で定める団体
提案要件	① 都市計画法及びその他関連する法令に適合していること ② 国及び京都府が定める都市計画に関する方針及び基準等に適合していること ③ 宇治市総合計画に適合していること ④ 宇治市都市計画マスタープランの変更の提案においては提案内容が部門別方針及び地域別構想であること (上記に加えて) ⑤ 10名以上の市民で構成される組織により提案され、市民への公表や参画の機会が確保されていること
対象となる土地の規模	—
提案内容	方針・計画の内容の見直しについて素案を提案（将来像などプランの根幹的な部分は除く）
提出書類	① 提案書 ② 計画図（縮尺1/2,500以上の図面） ③ まちづくりに関する基本計画の変更の素案 ④ 提案者となることを証する書類 ⑤ 10名以上の市民で構成される組織であることを証する書類

③ 景観計画の変更の提案

景観計画 景観の形成について

景観を守り育てるため、建築物や工作物の色彩、デザインを審査する基準を定めています。



区域や届出について

<景観計画区域> 宇治市内全域	建築物			工作物			開発行為等
	高さ	建築面積	最長部長さ	高さ	築造面積	最長部長さ	開発区域面積
	20m	1,000㎡	50m	20m	1,000㎡	50m	300㎡以上

【届出対象行為】 上記表に該当する行為の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

<景観計画重点区域>

【届出対象行為】

- すべての建築物、工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、または色彩の変更
- 開発区域面積が300㎡以上の開発行為等
- 垣、さく、塀又は壁障の設置で、道路その他の公共の場所から見えるもの
- 高さが5mを超える木竹の伐採で、道路その他の公共の場所から見えるもの

景観計画(まちづくりに関する基本計画)について変更の提案を行うことができます。この提案に際しての要件等と手続きについて定めます。

	基本計画(まちづくりに関する方針・計画)
	景観計画
提案者	① 土地所有者等 ② 特定非営利活動法人、公益法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、国土交通省令で定める団体 ③ 地区まちづくり協議会
要件	① 景観法及びその他関連する法令に適合していること ② 土地所有者等及び周辺の住民等との合意形成が図られていること ③ 提案区域及び提案内容に合理性があること ④ その他、景観形成に関する市の施策及び方針及び技術基準等に適合していること (上記に加えて) ⑤ 提案対象となる土地の区域内の土地所有者等の2/3以上の同意があること (同意者の地積合計が総地積の2/3以上であることが必要)
対象となる土地の規模	0.5ha以上
提案内容	景観計画の策定または見直しについて素案を提案
提出書類	① 提案書 ② 計画図（縮尺1/2,500以上の図面） ③ 提案者となることを証する書類 ④ 景観計画の素案 ⑤ 土地所有者等の2/3以上の同意を証する書類 ⑥ 地元説明の状況報告

6 その他のまちづくりに関する制度

地区まちづくり協議会を設立し、地域のみなさんとまちづくりについて話し合える環境ができれば、これまでに挙げた以外にも様々なルールづくりが検討されます。地区の状況、目的に応じて手法を選択できます。

地区計画

- ・地区計画を都市計画で定め、建物等の届出が義務付けされます。
- ・建築確認申請時に、地区計画の届出の確認がされます。
- ・都市計画法に基づく罰則の定めがあります。

宇治市では現在(平成28年3月)9地区を都市計画決定しています。

- 大開地区地区計画
- ・専用住宅・兼用住宅・集会所・診療所・一定の公益上必要な建築物以外の建築物は建築不可(用途制限)
 - ・敷地面積150㎡以上
 - ・壁面から敷地境界線までの距離0.8m以上、道路境界線までは1m以上
 - ・外柵(フェンス等)の高さは敷地地盤面から1.5m以下、コンクリートブロック等の塀の高さは敷地地盤面から1m以下

○制限の内容に適合しない時は、「設計の変更その他の措置をとることを勧告することができる。」ことと法律で定められています。

地区計画とは…
建築形態、道路や公園等の公共施設などの配置や建築物の用途、面積、高さ、壁面の位置などについて、地域の特性に応じたきめ細やかなルールを地区単位で定めることができます。具体的な計画の内容については市役所で確認することができます。また建築等を行う際には、行為に着手する日の30日前までに届出の提出が必要で、建築確認申請時に届出を行っているかどうかの確認が行われます。

建築協定

- ・地権者による協定委員会で運営していただきます。
- ・地権者全員の合意が必要となります。
- ・建築協定の有効期限や罰則なども地権者で定めることができます。

宇治市では現在(平成28年3月)31の建築協定が認可されています。

- 宇治折居台地区建築協定 ※区域内でも隣接区域(協定不参加)有り
- ・敷地分割不可(ただし150㎡以上確保できる場合は可)
 - ・建物の高さ9m以下、軒高6.5m以下
 - ・建築物の階数は2以下
 - ・垣・柵の高さは1.8m以下、道路境界線は緑化に努めるもの
 - ・敷地境界線から外壁までを有効50cm以上、真北方向については1m以上などが定められています。
 - 小倉・花水木通り建築協定
 - ・敷地面積100㎡以上
 - ・敷地の前面は、駐車スペース及びガーデンスペースだけとし境界線を作らないよう努めなければならない。
 - ・前庭は町並を考慮した植栽を心がけ、緑化に努めるものなどが定められています。

建築協定とは…
土地の所有者等が一定の区域において、その区域における建築物の敷地、壁面の位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備についての協定を定め、これについて特定行政庁(宇治市)の認可を受けることができます。協定の具体的な内容については市役所で確認することができます。

緑地協定

- ・地権者による協定委員会で運営していただきます。
- ・地権者全員の合意が必要となります。
- ・緑地協定の有効期限や罰則なども地権者で定めることができます。

緑地協定とは…
土地所有者等が一定の区域を定め、その地域の良好な環境を確保するため、土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を定め、これに市の認可を受けることができます。協定の具体的な内容については市役所で確認することができます。

景観地区

- ・建築等の行為を行う際には、事前に認定申請によりデザインや色彩等の内容を審査されます。
- ・建物の面積や高さ、壁面からの距離などの数値は、建築確認申請で審査されます。

景観地区とは…
建築物等の形態や色彩その他意匠、面積、高さ、壁面の位置などについて、積極的に良好な景観形成を誘導していきたい地域に応じた地区を宇治市が都市計画で定めていくことができます。
具体的な内容は市役所で確認することができます。

景観協定

- ・地権者による協定委員会で運営していただきます。
- ・地権者全員の合意が必要となります。
- ・景観協定の有効期限や罰則なども地権者で定めることができます。

景観協定とは…
景観計画区域内の土地の所有者等は、一定の区域を定め、その区域における建築物の形態意匠、樹木等の緑化に関する事項、屋外広告物の表示・設置に関する基準、農用地の保全・利用に関する事項などについての協定を定め、これについて景観行政団体(宇治市)の認可を受けることができます。協定の具体的な内容については市役所で確認することができます。

地区まちづくり計画と代表的なまちづくりに関するルールの比較表

	地区まちづくり計画	地区計画	建築協定
根拠法	宇治市まちづくり・景観条例	都市計画法	建築基準法
決定主体等	市に認定された地区まちづくり協議会が市に申請し認定を受ける。	宇治市(都市計画に定める)	土地所有者等が市に申請し認可を受ける。
住民等の同意	計画区域内の住民その他の利害関係者の2/3以上の同意	土地の所有者等の意見書の提出ができる。(都市計画法 第17条)	土地所有者等全員の同意
区域指定	0.5ha以上	(街区単位での土地利用計画を考慮)	協定に同意した者の土地の区域(同意した者の土地に限られる為、一体的に定められないことがある)
概要	良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るために定める計画	地区施設と建築物等の地区ごとの一体的整備・保全に関する都市計画	建築物等に関する環境維持
運用主体	地区まちづくり協議会	宇治市	協定委員会
運用体制	市役所窓口での情報提供、公共工事を行う際には地区まちづくり計画に配慮する。	行為に着手する30日前までに市長宛の届出が必要。計画内容が不適合の場合は、設計変更などを勧告できる。	土地所有者等で構成される協定委員会に届出。違反の場合は委員会から工事施工停止を請求、従わない場合は、民事裁判。
定められる事項	地区まちづくり計画の目的を達成するために必要な事項 ※特に定め規定無し(例えば…) ・建築物の用途 ・壁面の位置 ・高さの限度 ・荷捌き等駐車用地的設置 ・垣、さくの構造 ・ファミリー形式住戸の奨励 ・周辺環境への配慮 ・正しい生活マナーの遵守 など	・道路、公園等の位置及び規模 ・建築物の用途 ・建ぺい率、容積率の限度 ・敷地面積の最低限度 ・建築面積の最低限度 ・壁面の位置 ・壁面の位置 ・高さの限度 ・高さの限度 ・建築物の形態、意匠 ・垣、さくの構造 ・工作物の設置 (人工架台、広告物等) ・樹林地、草地等の土地利用制限 など	・建築物の用途 ・建ぺい率、容積率の限度 ・敷地面積の最低限度 ・建築面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの限度 ・建築物の形態、意匠 ・垣、さくの構造 ・違反があった場合の措置
変更・廃止等の手続き	変更可能。協議会解散により廃止となる。	都市計画の変更手続きが必要。	住民の意思により変更、廃止が可能。(全員同意・過半数同意必要)
建築等行為時の手続き	地区まちづくり協議会で定めることができる。	事前届出が必要。建築確認申請時には、届出が行われているか確認をしている。	協定委員会に届出
違反の監督	地区まちづくり協議会	宇治市	協定委員会

7 まちづくり



Q 宇治市まちづくり・景観条例の「まちづくり」は、具体的にどのようなまちづくりを対象としているのか。

A まちづくりという言葉の定義は明確になっておらず、子育て支援、防災・防犯、地域美化など様々な要素や側面を含めた意味で使うことができ、あらゆる分野で広く使われています。宇治市まちづくり・景観条例における「まちづくり」は、都市計画分野に関する良好な居住環境の整備や景観の形成などのハード面のまちづくりを基本に、これに係る仕組みづくりや人づくりなどのソフト面のまちづくりも対象としています。

Q まちづくりを進めたくても、やる気のある人が少なく困っています。

A まちづくりを実現するためには、長い期間と継続的な活動を必要とし、人集めに苦労されることが多いようです。最初は人数が少なくてもやる気のある人だけで活動を始めて、少しずつ仲間を増やすようにしてみようか。

例えば、まちの点検活動、アンケートなどを通じて、自分達の存在をみんなに知ってもらい、身近なテーマの出前講座の開催を企画するなど、周辺の人に集ってもらえる機会を増やすことから始めてみましょう。

Q 宇治市内に住んでいなくても宇治市まちづくり・景観条例の支援制度は活用できるのか。

A 宇治市内に住んでいなくても、宇治市内にお勤めの方、宇治市内に土地または建物をお持ちの方も支援制度を活用することができます。

ただし、まちづくり専門家派遣は地区まちづくり協議会に認定されることが条件となっており、一定の条件を満たす必要があります。(詳しくは⇒P11)

Q まちづくり審議会の役割は何ですか。

A まちづくりに関することを、市だけで判断するのではなく、まちづくりに関する専門的な知識を持った方々を集めた審議会で、公正で中立的な立場から話し合いをします。

Q まちづくり協議会に認定されると、活動報告などが必要になるのか。

A 制度充実・改善の参考にするため、活動状況などを伺ったりすることがありますのでご協力をお願いします。

Q 出前講座は決められた講座内容しかないのか、市民からの要望にも応えてもらえるのか。

A 内容について要望があればできる範囲で対応していきます。

Q 出前講座の費用はかかりますか。

A 職員による出前講座については、無料です。その他に必要な費用や会場の手配などは主催者側でお願いしています。なお会場探しにお困りの時には、ご相談いただければ会場の手配のお手伝いもいたします。

Q 地区まちづくり計画でどこまで規制できるのでしょうか。

A 地区まちづくり計画は、地区の住民が定めたルールであり、法的な拘束力はありません。しかし、認定された地区まちづくり計画は市が公表し、事業者にも協力を求めることができますので、地区にふさわしくない建物を事前に事業者意思表示することができます。また事業者と住民との調整を市が行うことも宇治市まちづくり・景観条例により可能となっていますので、一定の制約とすることができますと考えています。

Q 地区まちづくり協議会、地区まちづくり計画の地区とはどういった意味がありますか。また、地区計画とはどう違いますか。

A 「地区」＝「一定の地域」を意味しています。活動範囲を一定の地域とするまちづくり協議会なので、地区まちづくり協議会としています。また、地区まちづくり協議会が作成した一定の地域のためのまちづくりの計画なので、地区まちづくり計画としています。

地区計画は都市計画法に基づくもので、宇治市が定める計画であり、建築等を行う際には事前に宇治市への届出が必要です。地区まちづくり計画は宇治市まちづくり・景観条例に基づくもので地区まちづくり協議会が定め、運営していただけます。

Q 地区の範囲設定はどのように考えたらよいですか。

A 例えば自治会や町内会、又は範囲を明示できるような地形（道路、河川、鉄道等）で区域を設定してください。また、協議会の活動範囲を少し大きめに設定し、計画を作成する範囲をその活動範囲の中から抽出するという事も検討できます。

Q まちづくり協議会認定の際に必要な2/3の要件と、地区まちづくり計画の認定の際に必要な2/3の要件の違いは何ですか。

A 地区まちづくり協議会の認定時は、協議会の活動範囲内にお住まい又は、権利をお持ちの方が総構成員の内に2/3以上含まれている必要があります。また、地区まちづくり計画の認定時には、計画区域内の住民その他利害関係者の2/3以上の同意が必要となり、協議会設立よりも厳しい条件となっています。宇治市まちづくり・景観条例の主旨として、協議会設立時には構成員の中にNPOや学生の方など、地域以外の方でも「いろいろなまちづくりに取り組みたい」「ボランティアでまちづくり活動に参加したい」といった方でも参加することが出来るような制度となっております。

Q 登録された個人情報の保護については、どのようになっていますか。

A まちづくりに関する活動への支援制度では、登録された情報をできるだけ公開してよりわかりやすい支援を行っていく予定ですが、個人情報の保護には十分配慮いたします。例えば、地区まちづくり協議会に関して公開する情報は協議会名、活動区域など、個人の特定に関らないものとします。

8 用語の解説 (五十音順)

■ 意見書

自身の意見を記した書類。

■ NPO

市民が集まってボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、一定の団体については法人格を取得でき、現在まちづくりの推進を図る活動のほか、20種類の活動が対象になっている。

■ 屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札をいい、表示内容や表示目的を問わない。→「宇治市ホームページ」を参照

■ 開発事業

開発行為(主として建築物の建築等のために行う土地の造成等の行為<都市計画法第4条第12項>)及び建築(建築物の新築、増改築<建築基準法第2条第13号に規定するもの>)をいう。(宇治市まちづくり・景観条例第2条より)

■ 協働

市民(市民活動団体・事業者等含む)と行政が目的を達成するために、それぞれの特性を活かし、協力し合い、連携しみんなで共に働くこと。

■ 近隣住民

開発事業の外周境界線から、事業地内に建築する建築物の高さの1.5倍の距離又は15mのどちらか遠い範囲内に、土地・建物を所有している方またはお住まいの方。
(宇治市まちづくり・景観条例 第2条より)

■ 景観

景色、眺め、またその美しさ。自然と人工物の入り混じっている状況。

■ 建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

■ 公聴会

重要な事柄を決めるにあたり、利害関係者や学識経験者などから意見を聞く会合。

■ 高度地区

建物の高さを規制することにより、日照・通風・採光などを確保し住環境を保護するもので、現在宇治市では、7種類の高度地区を定めている。

■ 国定公園

国立公園に準じる景勝地(よい景色、自然のよい風景を見られる場所のこと。)として環境大臣が指定したもので、所在の都道府県が管理する。宇治市の一部が琵琶湖国定公園に含まれる。

■ 市街地開発事業

土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7事業が該当し、一定の地域について総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的とする。

■ 事業者

開発事業を予定しているか、または行う個人、企業その他団体をいう。(宇治市まちづくり・景観条例 第2条より)

■ 周辺住民

近隣住民を含み、事業地内に建築する建築物の高さの1.5倍の距離又は15mのどちらか遠い範囲内に入る自治会の住民。
(宇治市まちづくり・景観条例 第2条より)

■ 住民その他利害関係者

市内にお住まいの方、対象となっている土地等の所有者または地上権・賃借権をお持ちの方。(宇治市まちづくり・景観条例 第2条より)

■ 生産緑地

市街化区域で生産緑地法に基づいて指定される土地で、将来においても営農を続ける意思を持つ農家の農地をいう。

■ 都市施設

道路・公園・下水道など都市機能や生活の維持向上に必要な施設であり、土地利用、交通等の現状、将来の見通しを勘案して適正な規模で必要な位置に配置するもので、都市計画決定した道路は都市計画道路といい、現在宇治市では、30近くの路線を定めている。

■ 地区まちづくり協議会

住民その他利害関係者等により構成された団体で、一定の地区内の良好な居住環境の整備及び景観を形成することを目的とする。市長の認定を受けることにより、市から様々な支援を受けることが出来るようになる。また、認定を受けることにより都市計画等への提案団体としても活動できる。

■ 地区まちづくり計画

地区まちづくり協議会が、それぞれの地区の目的とするまちづくりを実現するために、独自に定める計画。定められた計画は、市の認定を受けた後公表し、事業者にも協力を求めていく。

■ 風致地区

都市の風致を維持するために定めるもので、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等が風致地区にふさわしい区域であり、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について規制が課せられ、これ等の行為をしようとする時は市長の許可を受けなければならぬ。

特に都市の風致を維持することが必要として各市長の意見により設定される特別風致地区と、それ以外の普通風致地区に分けられる。

■ 防火地域及び準防火地域

市街地における延焼及び類焼による災害の拡大を防止するため定める地域のことで、一定の建築物の構造等を規制し、あるいは建築物の屋根、開口部の戸、外壁等についての構造等を規制するなどの防火上の観点から規制を行う地域。

■ まちづくり審議会

市長が、まちづくりに関する事項について審議及び調査をさせるために設置する市の付属機関で、まちづくりに関する専門的な知識経験を有する人物から構成される。

■ まちづくりに関する基本計画

宇治市まちづくり・景観条例において、都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2第1項)、景観計画(景観法第8条第1項)、緑の基本計画(都市緑地法第4条第1項)の3つについて、市の基本的な計画であるとして「まちづくりに関する基本計画」と定めたもの。

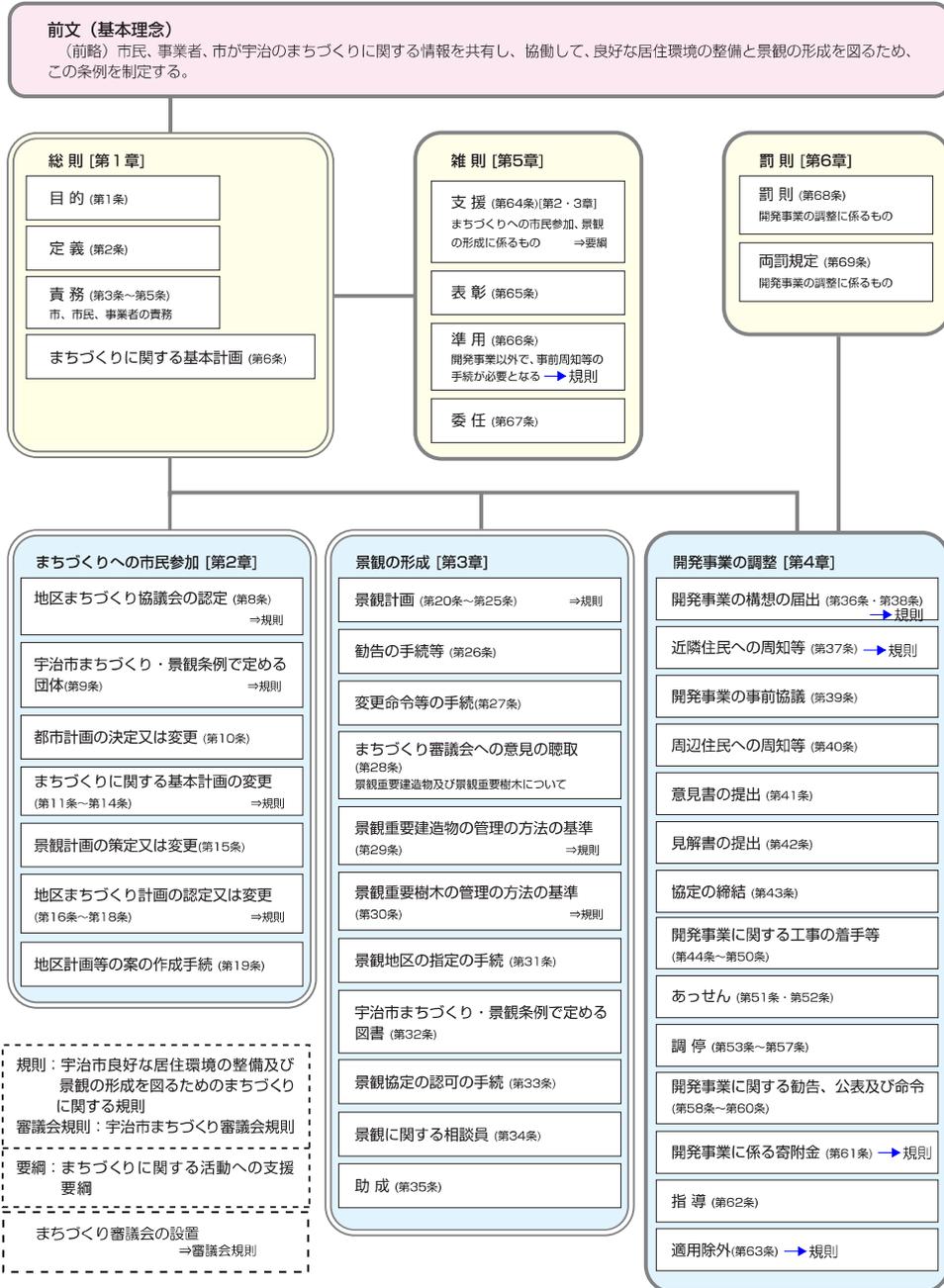
■ 用途地域

良好な都市環境を形成することを目的として、地域一体としての用途を定め、あわせて建築物の用途・形態等を規制することにより住宅・商業・工業等の土地利用のあるべき姿を誘導する地域地区の基本となっているもので、現在宇治市では、11種類の用途地域を都市計画決定している。

■ 容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

宇治市 まちづくり・景観条例の構成



まちづくり関係リンク先

●国土形成政策、都市計画

国、府、宇治市の今後のまちづくり対策

- 国土交通省 → 「TOP」 → 「都市・地域整備」
<http://www.mlit.go.jp/>
- 国土交通省近畿地方整備局 → 「TOP」 → 「国土形成計画」 → 「近畿圏広域地方」
<http://www.kkr.mlit.go.jp/>
- 京都府 → 「TOP」 → 「山城広域振興局」
<http://www.pref.kyoto.jp/>
- 宇治市 → 「TOP」 → 「くらしの情報」 → 「都市計画・まちづくり」
<http://www.city.uji.kyoto.jp/index.php>

●まちづくりに関して提案があるホームページ

- (社) 全国市街地再開発協会 → 「TOP」 → 「まちづくり事業手法のご紹介」
<http://www.uraja.or.jp/index.html>
まちづくりの事業手法についてわかりやすい解説があります
- 都市再生本部 (内閣官房 地域活性化統合事務局) → 「TOP」 → 「都市再生プロジェクト」
<http://www.toshisaisei.go.jp/>
政府が進めている都市再生について説明されています
- 住まいの情報発信局 → 「TOP」 → 「特集・まちづくり」
<http://www.sumai-info.jp/index.html>
まちづくりについて様々な取り組みが書かれています
- 住まい・まちづくり活動推進協議会 → 「TOP」 → 「住まい・まちづくり総合データベース」
<http://www.aihc.jp/>
まちづくりに関する活動団体・アドバイザーなどがデータベース化されています
- 街元気 → 「TOP」 → 「まちづくり取組事例集」
<http://www.machigenki.jp/>
まちづくりに関する各地での取組事例などが提供されています

●その他各種データベース、事業紹介など

- 法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
現行の法令が検索できます
- 国土画像情報 (カラー空中写真) 閲覧機能
http://w3land.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p
約30年前の航空写真が閲覧できます
- (財) 都市づくりパブリックデザインセンター → 「TOP」 → 「都市景観大賞」
<http://www.udc.or.jp/>
全国の優れた景観について紹介・解説が行われています
- UR都市機構 → 「TOP」 → 「都市再生への取り組み」
<http://www.ur-net.go.jp/>
都市機構が支援するまちづくりについて紹介されています

※上記HPのアドレスは平成20年現在のものです。